

所管部課		教育部教育総務課		部長	田口 茂夫	
件名		東大和市学校給食センター給食費取扱要綱の一部改正について				
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>令和8年度から学校給食の公会計化を実施することに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 規則改正に伴う改正                  東大和市学校給食センター給食費に関する規則の改正に伴い、引用条文を改める。                  また、規則の文言に合わせるため、第3条の「給食の実施日数」を「実施基準日数」に、第9条の「年度末に調整する。」を「2月及び3月分の給食費から加減する。」と改める。</p> <p>② 文言整理                  第12条第1項の「各学校から保護者へ督促する。」を「委員会から未収金があるものへ督促する。」と、同条第2項の「学校長の責任の下で行い、教育総務課長は学校長の補完をする。」を「委員会の責任の下で行う。」と改める。</p> <p>③ 個別規定の削除                  還付や未収金の規定については、東大和市会計事務規則に基づくことから個別の規定を削除する。</p> <p>(2) 施行日                  令和8年4月1日</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 令和8年3月26日 令和8年第3回東大和市教育委員会定例会で報告済み。</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正に伴う事務を進める。</p>						
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>						